

15 自動車公害調査

【 大気騒音科 】

毎年環境週間に伴う事業の一つとして、本年度も鳥取市の調査を行い、自動車による騒音、振動、浮遊粉じん、一酸化炭素を測定した。
 取市6地点、倉吉市3地点、米子市6地点及び境港市3地点の計18地点の主要道路沿線で、自動車通過台数

表1 自動車公害調査結果

市名	測定項目 測定場所	測定年月日	自動車通過台数 (10分間) ()は大型車		騒音レベル値 中央値 dB(A)		振動レベル値 80%上端値 dB		浮遊粉じん量 mg/m ³	
			最高~最低	平均	最高~最低	平均	最高~最低	平均	最高~最低	平均
			鳥取	永楽温泉町 鳥取駅前	62	176~124 (19)(7)	152 (19)	69~65	67	50~42
	末広温泉町 物産観光センター前	62	208~174 (1)(28)	184 (14)	73~70	71	51~45	48	0.03~0.02	0.03
	片原3丁目 大村薬局前	6	165~97 (5)(2)	136 (3)	68~61	66	46~43	45	0.03~0.02	0.02
	青鳥葉警察署付 取警察署附近	6	390~240 (14)(19)	314 (18)	74~70	72	43~42	42	0.03~0.01	0.02
	東原庁前 吉田方外科町前	8	197~123 (2)(8)	152 (14)	69~64	65	50~46	48	0.04~0.01	0.02
	吉田方外科町前	8	201~156 (9)(9)	185 (9)	72~65	68	47~42	44	0.03~0.02	0.02
倉吉	明治町前 旧打吹駅前	62	187~66 (8)(9)	98 (7)	68~66	67	40~36	39	0.01~<0.01	0.01
	上倉吉駅前通り	6	256~184 (24)(7)	200 (1)	72~68	69	49~44	47	0.02~<0.01	0.01
	宮川町ロータリー	10	220~158 (9)(8)	188 (8)	68~66	68	50~47	48	0.01~<0.01	0.01
米子	明治町前 米子駅前	62	180~108 (28)(12)	137 (21)	68~63	65	50~46	49	0.02~<0.01	0.01
	加中国電力町前	62	271~223 (22)(23)	246 (30)	72~68	70	52~49	50	0.01~<0.01	0.01
	角盤町前 米子市公会堂前	6	383~282 (40)(64)	337 (69)	71~69	70	50~48	49	0.01~<0.01	0.01
	西福原町前 鳥銀米子支店前	6	403~334 (47)(69)	370 (69)	73~71	72	52~47	49	0.04~0.01	0.02
	富士見町消防署付 (理容センス前)	11	317~165 (17)(10)	233 (13)	71~66	69	46~42	45	0.02~<0.01	0.01
	米隠樹建築事務所前	11	368~303 (69)(60)	331 (63)	74~71	72	45~43	44	0.03~0.01	0.01
境港	上鳥道町前 銀境港支店前	62	139~102 (14)(12)	120 (10)	67~62	65	49~43	46	0.01	0.01
	湊境港公民館前	6	124~97 (6)(12)	111 (8)	66~64	65	47~46	46	0.01	0.01
	外江町前 山陰合銀境西支店前	12	74~47 (6)(2)	63 (6)	60~50	56	35~33	34	0.01	0.01

表2 自動車公害調査結果(一酸化炭素濃度)

(単位: ppm)

市名	測定地点名 (測定月日)	所在地	1時間値の 最高値	1時間値の 1日平均値	1時間値の8時間 平均値の最高値
鳥取	鳥取県物産観光センター前 (62.6.8)	末広温泉町	5.0	2.9	4.2
倉吉	旧 打 吹 駅 前 (62.6.10)	明 治 町	3.7	1.8	2.5

備		考					
道路が有する 車線数	環境基準相当値 (中央値ホン(A))		環境基準 相当の 適否	自動車騒音の限度 (中央値ホン(A))		道路交通振動の限度 (80%レンジ上端値(dB))	
	相当とみなさ れる地域			区域の区分		区域の区分	
2車線をこえる	B	65以下	×	第3種	80	第2種	70
2車線をこえる	〃	〃	×	〃	〃	〃	〃
2車線	〃	〃	×	〃	75	〃	〃
2車線	〃	〃	×	〃	〃	〃	〃
2車線をこえる	〃	〃	○	〃	80	〃	〃
2車線をこえる	A	60以下	×	第2種	75	第1種	65
2車線	B	65以下	×	第3種	75	第2種	70
2車線をこえる	〃		×	〃	80	〃	〃
2車線をこえる	〃		×	〃	〃	〃	〃
2車線をこえる	B	65以下	○	第3種	80	第2種	70
2車線をこえる	〃		×	〃	〃	〃	〃
2車線をこえる	〃		×	〃	〃	〃	〃
2車線をこえる	〃		×	〃	〃	〃	〃
2車線をこえる	〃		×	〃	〃	〃	〃
2車線をこえる	A	60以下	×	第2種	75	第1種	65
2車線	A	55以下	×	第2種	70	第1種	65
2車線	〃	〃	×	〃	〃	〃	〃
2車線	〃	〃	×	〃	〃	〃	〃

1 測定方法および使用機器

一酸化炭素濃度は24時間連続、その他の項目は、8、10、12、14及び16時の5回、次の方法と機器により測定した。

(1) 自動車通過台数：測定時を中心として、前後5分間計10分間の通過台数

(2) 騒音：NA-07、NA-20（リオン）と、LR-03、LR-04（リオン）を使用し、JIS-Z-8731に定めるところによった。

(3) 振動：VM-12A、VM-12B（リオン）と、LR-03（リオン）を使用し、振動規制法施行規則の定めるところによった。

(4) 浮遊粉じん：P-3、P-5HZ（柴田）を使用

(5) 一酸化炭素：エコライザー2600（ダイレック）

デジタルプリンターDP-41（日本電子科学）、記録計EPR-1000A（東亜電波）を使用。

2 結果及び概要

騒音：全測定点で騒音規制法第17条に規定する指定地域内における限度以下であったが、環境基準B相当とみなされる値に適合したのは鳥取市の県庁前及び米子市J.R米子駅前の2地点だけであった。

振動：各測点とも、道路交通振動の限度を10dB以上下回る値であった。

一酸化炭素濃度：鳥取市及び倉吉市のいずれも環境基準値をはるかに下回った。

浮遊粉じん量：四市とも環境基準値0.1mg/m³より、はるかに少なかった。

地方衛生研究所設置要綱

『地方衛生研究所の強化について』厚生事務次官通知

(厚生省衛発第173号)
(昭和51年9月10日)

1 設置の目的

地方衛生研究所は、公衆衛生の向上を図るため、都道府県又は指定都市における衛生行政の科学、技術的中核として、関係行政部局と緊密な連携のもとに、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報の解析、提供を行うことを目的とする。

2 業 務

地方衛生研究所は、次の業務を行うものとする。

1 調査研究

- (1) 疾病予防に関する調査研究
- (2) 環境保健に関する調査研究
- (3) 生活環境施設に関する調査研究
- (4) 食品・医薬品等・家庭用品及び栄養に関する調査研究
- (5) 健康事象に関する疫学的調査研究
- (6) 試験検査方法に関する研究
- (7) その他必要な調査研究

なお、これらの業務のうちで、広域的に調査研究を行う必要のあるものについては、地方衛生研究所相互間及び関連する試験研究機関との協力を強化し積極的に推進するものとする。

2 試験検査

- (1) 衛生微生物に関する試験検査
- (2) 衛生動物に関する試験検査
- (3) 水・空気等に関する試験検査
- (4) 廃棄物に関する試験検査
- (5) 食品・食品添加物等に関する試験検査
- (6) 毒物・劇物及び医薬品等に関する試験検査
- (7) 家庭用品に関する試験検査
- (8) 温泉に関する試験検査

(9) 放射能に関する試験検査

(10) 病理学的検査

(11) 生理学的検査

(12) 生化学的検査

(13) 毒性学的検査

(14) その他必要な試験検査

3 研修指導

- (1) 保健所の職員、市町村の衛生関係職員等の技術面における研修指導
- (2) 衛生に関する試験検査機関等に対する技術的指導

4 公衆衛生情報の解析提供

- (1) 試験検査に関する情報の収集、解析
- (2) 公衆衛生に関する文献、資料の収集、解析
- (3) 衛生関係部局等への公衆衛生情報の提供

3 行政各部局との関係

- 1 地方衛生研究所の運営にあたっては、必要に応じ、関係各部局と協議し、相互に密接な連携を保つものとする。
- 2 地方衛生研究所は、かい(解)とし、その人事、予算等に関する総括的事項についての連絡調整は衛生主管部局において行うものとする。

4 業務推進の方策

- 1 地方衛生研究所には、2に掲げる業務の実施に必要な人員及び施設、設備を備えるものとする。
- 2 地方衛生研究所は、その目的にかんがみ、国内留学、海外留学に配慮するなど、職員の知識技能向上を図るとともに科学技術の進歩に即応した施設・設備を備えるものとする。

鳥 取 県 行 政 組 織 規 則

(昭和39年4月1日) 抜 粋
 (鳥取県規則第13号)

第2款 衛生研究所

(設 置)

第75号 衛生研究所を次のとおり置く。

名 称	位 置
鳥 取 県 衛 生 研 究 所	鳥 取 市

(分掌事務)

第75号 衛生研究所は、地方公衆衛生に係る次の各号

に掲げる事務を分掌する。

- 1 細菌学的検査に関すること。
- 2 病理臨床試験検査に関すること。
- 3 化学試験に関すること。
- 4 食品の衛生検査に関すること。
- 5 公害の防止のための試験検査に関すること。

第76条 衛生研究所に総務課、微生物科、食品化学科、水質環境科及び大気騒音科を置く。

後 記

本誌中、3 調査研究、4 資料に記載した基礎データは、当所の責任に属するものであるが、解析、考察は各報告者の個人またはグループの責任において見解を示したものであります。

鳥取県衛生研究所報 第28号

発行年月日 昭和63年12月
編集・発行 鳥取県衛生研究所
〒680 鳥取市松並町2丁目470番地
☎0857-23-0051
FAX 0857-27-3484
印刷所 総合印刷出版株式会社
〒680 鳥取市西町1丁目215番地
☎0857-23-0031
